

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金の募集について

事業の目的 福井県では、エネルギー価格高騰ならびに脱炭素社会の推進に対応した経営体質への転換を加速するため、県内で製造業または商業・サービス業を営む中小企業者が行う省エネルギー性能・省CO²性能に優れた設備の導入を支援します。また、原油価格高騰枠に関しては、特に中東情勢等に起因する原油価格高騰の影響を大きく受けている事業者に対し、省エネルギー性能・省CO²性能に優れた設備の導入を支援します。

補助対象者	(1) 福井県内に事業所を有する中小企業者であること (2) 製造業または商業・サービス業を営む者であること (3) 福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと (4) 「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること（ただし、個人事業主は不要。） (5) 直近2ヶ月における燃料・電気・ガス等のエネルギー関連経費の合計が、前年同2か月よりも5%以上増加していること（(5)は【原油価格高騰枠】のみ）	
補助対象事業	【通常枠】	【原油価格高騰枠】
	・製造業または商業・サービス業に使用する既存の稼働設備を以下(1)から(6)の設備に更新する事業 ただし、(5)については、製造業に使用する設備とする。 (1) 既存の照明機器等に対して30%以上省CO ² 効果のあるLED (2) 調光制御機能を有するLED (3) 既存の空調機器等に対して30%以上省CO ² 効果のある高効率空調機器 (4) 既存の給湯機器等に対して30%以上省CO ² 効果のある高効率給湯機器 (5) 既存の生産設備に対して30%以上省CO ² 効果のある高効率生産設備（既存の生産設備に対して30%以上省CO ² 効果をもたらす省エネ機能を付加する場合を含む。） (6) 既存の冷凍冷蔵設備に対して30%以上省CO ² 効果のある冷凍冷蔵設備	・製造業または商業・サービス業に使用する既存の稼働設備を次のいずれかの設備に更新する事業 ただし、(2)については、製造業に使用する設備とする。 (1) 既存の稼働設備に対して30%以上の省CO ² 効果または年間5t以上のCO ² 削減量のある設備 (2) 既存の生産設備に対して30%以上省CO ² 効果のある高効率生産設備
補助対象経費	設備の購入費のみ（設置工事費、撤去費、廃棄費、運搬費等は対象外）	
補助率	補助対象経費の1/2以内	
補助上限額	600万円	1,000万円
募集期限	令和8年11月30日（月）まで ※予算がなくなり次第、受付を終了	
募集件数	100件程度	20件程度

※本補助金の対象外となる社会福祉施設、医療機関等に関しては、「社会福祉施設および医療機関等における省エネ設備等導入支援補助金」を活用ください。
 申請方法や申請書類等、詳細については、福井県HP（<https://www.pref.fukui.lg.jp/shigoto/industry/cat2705/index.html>）にてご確認ください。

同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されます

令和8年10月1日からパートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されます。

①雇入れ時の労働条件明示事項が追加

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。

②「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正され、下記が新たに追加

- ・賞与（記載の充実）・退職手当（新規追加）・無事故手当（新規追加）
- ・家族手当（新規追加）・住宅手当（新規追加）・福利厚生施設（記載の充実）
- ・病気休職（記載の充実）・夏季冬季休暇（新規追加）・褒賞（新規追加）

③雇用管理の改善等に関する措置の内容が変更

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。
 詳細につきましては、厚生労働省特集ページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit-suite/bunya/0000144972.html>）をご確認ください。

最低賃金の引き上げに係る各種支援策の活用のご案内

福井県内の最低賃金が10月4日に現行の時間額1,053円から59円引上げになり、時間額1,112円に改正になる予定です。

福井労働局では、最低賃金の引き上げに円滑に対応できるよう、各種支援策の活用を促進しています。ぜひ活用をご検討ください。

①業務改善助成金 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度。

- 【対象者】
- ・中小企業、小規模事業者であること
 - ・事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
 - ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

助成上限額				
コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
70円コース	70円以上	10人以上※	130万円	130万円
		1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
90円コース	90円以上	8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
		1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

また、福井県では、最低賃金の過去最大の上げ幅での改定に伴い、国の業務改善助成金に県独自の上乗せを行うとともに、全国平均以上の賃上げを行う事業者に対し奨励金を支給することにより、賃上げを行いやすい環境整備を支援しています。

●国の業務改善助成金への上乗せ

対象者 国の業務改善助成金の支給決定を受けた者
 補助率 国助成金支給決定額の1/5

●奨励金の支給

対象者 国の業務改善助成金の申請者であり、事業場内最低賃金を90円以上引き上げる者
 支給額 対象となる労働者1人あたり10万円
 支給上限額 1事業者あたり100万円

②キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期」雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。
 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き上げ率	3%以上4%未満	4%以上5%未満	5%以上6%未満	6%以上
中小企業		4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人